

古民家山十邸利用時の感染拡大防止策チェックリスト（利用者向け）

施設を利用される方は、次の事項を遵守の上、ご利用をお願いします。

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- マスクを着用すること

- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

- 同伴者及び他の利用者、施設管理者スタッフ等との十分な距離の確保（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
 - ※感染予防の観点からは、少なくとも 2m の距離を空けることが適当である。

- 利用中に大きな声で会話をしないこと

- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密（密閉・密集・密接）を避けること

施設については、ソーシャルディスタンスの確保（2メートル以上）のため、当面の間、利用人数の制限をさせていただきます。詳しくは下記にお問い合わせください。

愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課 TEL 046-285-6958